

議案第 5 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則について

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する
規則を別紙のとおり定める。

平成24年 3 月 6 日

沖縄県教育委員会

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 全県学区の部 沖縄盲学校の項から鏡が丘特別支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）の項までの規定中「宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）」を「宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）」に改め、同部 森川特別支援学校の項中「肢体不自由児施設」を「障害児入所施設」に、「宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）」を「宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）」に改め、同表 宮古学区の部中「宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）」を「宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）」に改める。

別表第2 中「宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）」を「宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

改正案の概要の説明

部課名 県立学校教育課

1 件名

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間における障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により児童福祉法の一部改正（平成 24 年 4 月 1 日）に伴い、沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則において、別表第 1 全県学区の部、森川特別支援学校の項の区域の「独立行政法人国立病院機構沖縄病院（肢体不自由児施設）」を「独立行政法人国立病院機構沖縄病院（障害児入所施設）」に改め、宮古島市立大神中学校の廃校に伴い別表第 1 の全県学区、宮古学区及び別表第 2 から大神中学校を削る必要がある。

3 改正案の概要

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則において、別表第 1 全県学区の部、森川特別支援学校の項の区域の「独立行政法人国立病院機構沖縄病院（肢体不自由児施設）」を「独立行政法人国立病院機構沖縄病院（障害児入所施設）」に改め、宮古島市立大神中学校の廃校に伴い、別表第 1 の全県学区、宮古学区及び別表第 2 から大神中学校を削る。

4 根拠法令

(1) 学校教育法施行令（昭和 28 年政令第 340 号）第 14 条第 2 項

5 関係各課との調整状況

(1) 総務課と調整済。

6 添付資料

(1) 新旧対照表

沖縄県立特別支援学校の通学区域に関する規則（平成22年沖縄県教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案

現行

別表第1（第2条関係）

別表第1（第2条関係）

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市
	沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、うるま市立津堅中学校

学区名	特別支援学校名	区域
全県学区	沖縄盲学校	国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖縄市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宮古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）、石垣市
	沖縄ろう学校	国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、うるま市立津堅中学校

<p>鏡が丘特別支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宜古島市（宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>
<p>森川特別支援学校</p>	<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖繩病院（肢体不自由児施設に限る。）の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。病院内訪問学級にあつては、沖繩県立北部病院、沖繩</p>

<p>鏡が丘特別支援学校（病弱である児童に対する教育を行う小学部並びに生徒に対する教育を行う中学部及び高等部に限る。）</p>	<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南城市立久高中学校区域を除く。）、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、宜古島市（宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。）、石垣市</p>	<p>医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。</p>
<p>森川特別支援学校</p>	<p>国頭村、大宜味村、東部町、今帰仁村、本部町（本部町立水納中学校区域を除く。）、名護市、宜野座村、金武町、恩納村、うるま市立津堅中学校区域を除く。）、読谷村、嘉手納町、沖繩市、北谷町、北中城村、宜野湾市、中城村、西原町、浦添市、那覇市、南城市（南</p>	<p>本校にあつては、独立行政法人国立病院機構沖繩病院（障害児入所施設に限る。）の入所者及び医師の許可を受けて保護者の責任において通学可能な児童生徒に限る。病院内訪問学級にあつては、沖繩県立北部病院、沖繩</p>

	市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、 <u>宮古島市</u> (宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。)、石垣市	県立中部病院、社会医療法人敬愛大学立大医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄センター、 <u>こども医療センター</u> 、日本赤十字社沖繩赤十字病院及び沖繩医療生活協同組合沖繩協同病院の入院者に限る。
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古島市 (宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域を除く。)

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (本部町立水納中学校区域に限る。)、うるま市 (うるま市立津堅中学校区域に限る。)、南城市 (南城市立久高中学校区域に限る。)、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、宮古島市 (宮古島市立伊良部及び佐良浜中学校区域に限る。)、多良間村、竹富町、与那国町

	市立久高中学校区域を除く。)、与那原町、南風原町、八重瀬町、豊見城市、糸満市、 <u>宮古島市</u> (宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)、石垣市	県立中部病院、社会医療法人敬愛大学立大医学部附属病院、那覇市立病院、沖縄センター、 <u>こども医療センター</u> 、日本赤十字社沖繩赤十字病院及び沖繩医療生活協同組合沖繩協同病院の入院者に限る。
宮古学区	宮古特別支援学校	宮古島市 (宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域を除く。)

別表第2 (第2条関係)

伊平屋村、伊是名村、伊江村、本部町 (本部町立水納中学校区域に限る。)、うるま市 (うるま市立津堅中学校区域に限る。)、南城市 (南城市立久高中学校区域に限る。)、久米島町、南大東村、北大東村、座間味村、渡嘉敷村、栗国村、宮古島市 (宮古島市立伊良部、佐良浜及び大神中学校区域に限る。)、多良間村、竹富町、与那国町